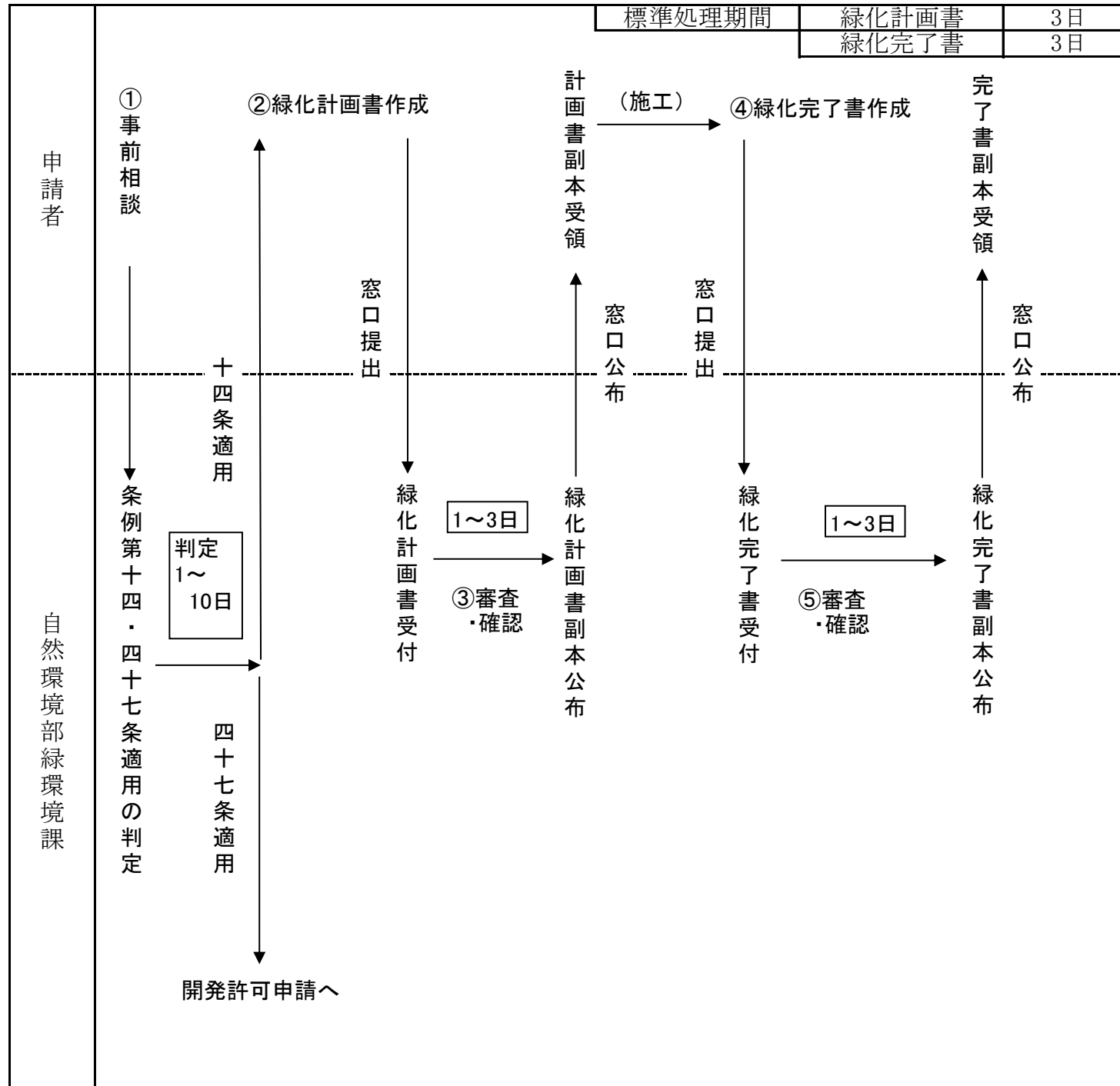


事務処理フロー図

作成部署 環境局自然環境部緑環境課指導担当 電話 42-645~648

事務名 緑化計画書の提出

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

番号	項目	説明
1	事前相談	23区、島しょで建築などを行う敷地の面積が、1,000㎡（公共250㎡）以上の場合、事前相談を行い、書類審査及び現地調査による判定をし、第14条又は第47条のいずれに該当するのか判定します。（事前相談は要予約）
2	緑化計画書届出※	14条が適用された場合は、緑化計画書（正副二部）を作成し、届出します。
3	緑化計画書審査 緑化計画書確認	緑化計画書が緑化基準を満たしていることを審査・確認します。（審査日時は要予約）
4	緑化完了書届出	緑化完了書（正副二部）を作成し、届出します。
5	緑化完了書審査 緑化完了書確認	計画書の通り、緑化基準を満たして完了したことなどを審査・確認します。（審査日時は要予約）植栽面積が大規模の場合には、別途現地確認を行います。

※「緑化計画書」は、建築確認申請や都市計画法29条（開発行為の許可）手続の前に提出してください。